

千葉県不動産鑑定業者登録申請に関する取扱規則の一部を  
改正する規則の制定について

1. 改正する規則について

この規則は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定に基づく不動産鑑定業者登録申請に関する取扱等に関して必要な事項を定めることを目的としています。

2. 改正理由

行政手続等のデジタル化を推進することで県民等の負担を軽減し、利便性の向上等を図るため、国における押印見直しの取組及び見直し結果等を踏まえ、県において定めた押印見直し方針に基づき検討を行いました。それに伴い様式の一部を変更する必要があることから、所要の改正を行いました。

3. 改正内容

規則第三条（廃業等の届出）における、別記様式から「㊟」マークを削除しました。

4. 施行日

令和3年10月1日